

令和5年度第2回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：2024年3月22日（金）午前9時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4・5会議室

1. 開 会

○事務局（江積区政課長） 皆様、本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

区政課長の江積でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

ただいまより、令和5年度第2回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、市民文化局長の前田から、一言、ご挨拶を申し上げます。

○前田市民文化局長 皆さん、おはようございます。

年度末の本当にお忙しい時期、また、朝早くからお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会でございますが、犯罪情勢や地域防犯の取組のご報告の後に、昨年9月にご答申いただきました札幌市再犯防止推進計画につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。さらに、第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の策定と（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、市長からの諮問をさせていただきたいと考えております。

皆様ご承知のとおり、札幌市では、平成21年に施行いたしました犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例に基づきまして、札幌市の安全・安心なまちづくりを進めるための基本計画を策定しております。来年度に第3次計画の最終年度を迎えますことから、第4次となります基本計画を策定したいと考えているところでございます。

また、犯罪被害者等への支援につきましては、これまでも条例に基づいて支援を行ってまいりましたが、新たに犯罪被害者等支援に特化した条例を制定することにより、行政をはじめ、社会全体で持続的、継続的に支援に取り組んでいくことが必要であると認識しておりまして、この検討を進めたいと考えているところでございます。

市民の安全・安心な暮らしを望む声というものは日に日に強くなっているように感じております。札幌市といたしましても、今後もしっかりと取組を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ皆様におかれましては、それぞれのご専門の見地から貴重なご意見を頂戴できればと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（江積区政課長） 続きまして、事務局から、本日の資料並びに留意事項についてご連絡させていただきます。

まず、本日の資料は、資料1から資料5－3になります。

お手元にあるか、ご確認いただければと思います。

また、座席表、委員名簿、審議会規則、第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の冊子を机上配付しております。

また、荒木委員から就労に特化した関係機関等連携ネットワークに関する取組イメージということで、参考資料を提供いただいております。

以上が本日の資料でございます。

続きまして、留意事項ですけれども、本審議会は公開となっており、議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言される場合につきましては、お手元のハンドマイクをお使いいただきますようお願い申し上げます。

留意事項等の説明は以上になります。

本日は、佐々木委員がご欠席でございますが、13名の委員にご出席をいただいております、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は成立しておりますことを申し添えます。

それでは、審議会規則に従いまして、以降の進行を神元会長にお願いしたいと思います。

神元会長、よろしくお願い申し上げます。

2. 議 事

○神元会長 それでは、議事に入ります。

次第1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 地域防犯担当係長の下川原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第1「札幌市内の犯罪情勢について」ご説明いたします。資料1をご覧ください。

初めに、「1 刑法犯認知件数」についてでございます。

全国、北海道及び札幌市の刑法犯認知件数のグラフと、その下の表をご覧ください。

全国、北海道及び札幌市の刑法犯認知件数は、平成13年もしくは平成14年をピークに年々減少を続けておりましたが、令和4年に増加に転じ、令和5年についても増加している状況でございます。

続いて、札幌市における刑法犯認知件数の推移でございます。

グラフをご覧くださいますと、毎年、雪が解けた頃から刑法犯認知件数が増え始め、夏にピークを迎えて、その後、減少するというサイクルになっていることが分かります。

令和5年中における札幌市の認知件数は、1万1,263件でありまして、前年に比べ1,613件、16.7%の増加となっております。

続きまして、資料の右上の各区の刑法犯認知件数についてでございます。

刑法犯認知件数が最も多いのは中央区、次いで北区となっておりますが、いずれの区も窃盗犯が6割以上を占めている状況でございます。

次に、包括罪種別認知件数でございます。

こちらでは、先ほどの刑法犯認知件数を罪の種類別にまとめて示しております。

令和5年中の罪種別の件数につきましては、前年と比較しますと知能犯が減少しており

ますが、それ以外は増加しております。

次に、窃盗犯では、下の表の窃盗犯の手口別の認知件数の表がありますが、こちらにありますとおり、自転車盗が3,365件と、令和4年から763件、29.3%増えており、窃盗犯のうち44%を占めている状況でございます。

自転車の盗難を防ぐには、「少しの間でも施錠すること」や「鍵を複数つけること」が重要となりますので、その辺りは今後も啓発していきたいと考えております。

次に、裏面に移ります。

「2 特殊詐欺の認知件数について」ご説明いたします。

札幌市における特殊詐欺の認知件数は、令和5年で76件となっており、前年と比較しますと、約6割減少となっております。

また、被害額についても、約2.1億円と、前年と比べて約7割減少となっております。

なお、この資料にはございませんが、全国では認知件数が1万9,033件、被害額が441.2億円となっておりまして、前年と比べて認知件数及び被害額ともに増加している状況となっております。

手口別で見ますと、件数が最も多いのは還付金詐欺となっておりまして、次いでオレオレ詐欺となっております。

また、被害額が最も多いのは架空請求詐欺となっております。

札幌市では、特殊詐欺の被害に遭わないためという出前講座を設定しておりまして、その活用を地域に呼びかけ、被害防止の啓発に努めているところでございます。

最後に、「3 子どもの前兆事案について」でございます。

前兆事案とは、付きまといや身体接触、誘拐などの凶悪事件に発展するおそれのある事案を言います。

札幌市における令和5年の認知件数は、1月から12月までの合計で173件となっており、前年と比較しますと42件、32%の増加となっております。

区別で見ますと、豊平区が最も多く、次いで東区となっております。

時間帯別では、15時前後が発生状況のピークとなっており、下校時間帯を狙って発生しているものと考えられます。

説明は以上でございます。

○神元会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明について、ご確認やご質問がないかお聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

○皆川委員 皆川です。

質問を1点、お願いします。

数字関係のご説明を一通りいただいたのですが、この1年間を振り返り、特別に憂慮すべき事象があるのかないのか、そういった傾向があるのかないのか、その辺の説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 令和５年の犯罪件数等の傾向を見ての憂慮すべき点ということでございます。

ただいま説明しましたとおり、令和４年から件数自体が増加に転じているところがございます。こちらは、コロナ禍が明けて、社会経済活動が回復して、人流が回復してきたという要因がございます。また、凶悪犯、風俗犯の増加という傾向も見られるのですが、こちらは、令和５年７月の刑法改正も影響していると思われるので、その辺も留意しながら、今後、推移を見守っていきたいと思っております。

また、子どもの前兆事案も増えているところがあるのですが、こちらでも刑法改正で子どもの定義として、今まで１３歳未満だったのが１６歳未満ということで対象が広がっているところもございます。そういう対象範囲が広がったところも、今後、犯罪の傾向を分析する上で見守っていく必要があると思いますので、そういう法律の改正なども見据えながら、いろいろ考えていきたいと思っております。

○皆川委員 なぜこの質問をしたかといいますと、後の議題にもつながってくる話なのですが、第４次の計画を立案するわけですよね。このデータをどう読み込むかということは次の検討につなげる非常に重要な要素だと思いますので、ぜひ、数字の羅列だけではなくて、こういうことが心配ですよという特徴的なことも文言で表すような報告に、以降、改めていただきたいですし、それが次の計画につながっていく重要な視点だと思いますので、そこをぜひよろしくお願いしたいと思います。

○事務局（江積区政課長） 貴重なご意見をありがとうございました。

基本計画の説明の中でも検討課題等をご説明させていただきます。

ありがとうございました。

○神元会長 ほかに質問等はございますでしょうか。

○木村委員 北海道ＣＡＰをすすめる会の木村です。

単純な質問なのですが、子どもの前兆事案の認知件数と上がってくる定義を教えてくださいませんか。警察に通報とか、何によってこの数字が上がってくるのかということです。お願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） こちらは、警察に凶悪事件の前兆とみられる行為があったという届出の件数を集計しているものでございます。

○木村委員 ありがとうございます。

○神元会長 ほかにご質問等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 では、続きまして、次第の２につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 次第２「令和５年度における地域防犯の取組について」でご説明いたします。資料２をご覧ください。。

札幌市では、平成２１年に制定しました札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例に基づきまして、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画を策定

しております。

基本計画では、条例の制定目的を踏まえまして、基本目標を設定し、それを実現するための取組の方向性として、基本方針を定めているところでございます。

この資料では、各基本方針に関連した取組を順に説明させていただきます。

最初に、基本方針1「自らの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に対する関心を高める」に基づき実施している広報啓発に関してでございます。

まず、（1）啓発についてご説明いたします。

出前講座につきましては、防犯カメラを生かしたまちづくり、子どもの防犯教室、振り込め詐欺被害に遭わないためになど、六つのテーマで実施しております。

今年度は、現時点で67回実施しておりまして、受講者は約4,000人となっております。

また、毎年、関係団体等の皆様と連携して、パネル展や街頭啓発を実施しているところでございます。

続きまして、2ページ目、（2）広報についてご説明いたします。

特殊詐欺被害に遭うのは高齢者が多いということで、今年度は、敬老の日に合わせて、様々な特殊詐欺被害防止の取組について力を入れて実施いたしました。

これらの取組は、来年度以降も行っていく予定であります。

次に、民生委員と協力した振り込め詐欺被害防止対策につきましては、民生委員が高齢者宅を訪問時に、北海道警察と共同作成した振り込め詐欺被害防止に係るチラシにより広報啓発を実施しております。

次に、女性の防犯ハンドブック及び3ページ目のみんなの安全・安心ハンドブックにつきましては、それぞれ注意すべきポイントを分かりやすく掲載した冊子でありまして、女性の防犯ハンドブックにつきましては、市内の高校1年生、みんなの安全・安心ハンドブックにつきましては、全入学児童に配布することで防犯に関する意識の向上を図っているところでございます。

続きまして、基本方針2「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」に基づき実施している防犯活動促進についてであります。

ながら見守り活動につきましては、通勤や通学、犬の散歩など日常活動の中で防犯の視点を持って地域の見守りを行っていただく制度でございまして、令和4年6月に開始し、現在6,837人にご登録をいただいております。

次に、子ども110番の家支援につきましては、子どもたちが誘拐や暴力、痴漢など、何らかの被害に遭った、または、遭いそうになった際に駆け込むことができる避難所として目印となるステッカーや、万一のとき取るべき行動についてまとめた手引を登録者に配布しております。

また、登録者に対する見舞金制度の加入ということで、子どもが避難した際に、物的、人的な損害が発生した際に支払われる保険加入を公費で行っております。

さらに、町内会や小学校区等の実施団体単位で登録者のマップを作成し、実施団体ごとに配布をしております。

続きまして、4 ページ目、地域安全サポーターズにつきましては、事業者等が札幌市内における安全・安心の実現に向け、社用車等による防犯パトロール、事務所等を子どもの駆け込み場所に設定する、環境の美化活動に取り組むなどの防犯活動に取り組む制度で、2, 0 8 7 件の事業者にご登録いただいております。

次に、札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰は、防犯活動などに貢献されております個人や団体の皆様を表彰することにより、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解増進及び地域防犯活動などの一層の拡大、促進を目指すために行っております。

今年度は、防犯部門と更生保護部門を合わせて27の受賞者の皆様を表彰いたしました。

次に、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会は、地域、事業者、札幌市が連携協力して防犯の取組を進めるため、情報や取組の共有を目的として開催するもので、令和6年3月6日に開催いたしまして、札幌市の取組の報告や北海道警察による講話を実施いたしました。

続いて、5 ページ目、基本方針3「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」に基づき実施しております環境整備についてでございます。

札幌市では、町内会が防犯カメラを設置する際に補助を実施しております。本事業は平成30年に開始し、これまで133の団体に対して累計407台の設置補助の交付決定を行っております。

続いて、(2) 歓楽街対策についてご説明いたします。

クリーン薄野活性化協議会は、すすきの地区における安全・安心の実現に向け、関係機関団体との意見交換等を行うものでありまして、令和5年度は10月28日に総会及び防犯部会を開催いたしました。

また、毎年2回、夏と年末に北海道等の関係機関・団体が集まり、すすきの地区の安全・安心の実現に向けたパトロールを実施しております。

次に、6 ページ目、札幌市客引き行為等の防止に関する条例についてであります。

市内中心部の禁止区域で行われる客引き行為等を防止するため、指導員が毎日巡回して客引き行為等を行う者に対し指導等を実施しております。

前回の審議会以降、新たにココノススキノを禁止区域に追加しております。

続きまして、指導等の状況についてであります。

令和5年4月から令和6年2月末までの累計で、口頭指導が8, 221件、文書指導が36件、勧告が1件でございました。本日まで命令に至った事例はございませんが、令和6年3月14日付で条例施行後初めての過料処分を行っております。

これは、客引き行為を行った者に対し、指導員が氏名等の報告を求めたところ、虚偽の氏名等を報告したことから、条例に基づき過料処分としたものでございます。

本件につきましては、本日の一部報道でもございましたけれども、昨日、この違反者の

氏名等を札幌市のホームページに公表しているところでございます。

また、資料の表の説明に戻りますけれども、口頭指導につきましては、指導員が客引き行為の現場を確認できなかった場合や、客引きとおぼしき者に対して、客引き行為等を行わないよう注意したものでございます。

続きまして、客引き行為等の実態調査結果についてでございます。

実態調査は、資料に記載している調査範囲内におきまして、特定の者に対し客引き行為等を行ったものをカウントしているもので、毎月金曜日に実施しております。

表の数字ですけれども、1時間当たりの平均人数を小数第2位以下で四捨五入したものでございます。

条例制定前の令和3年度の調査では、1時間当たりの客引きの人数は54.9人でしたが、条例制定後の令和4年度調査では28.8人と、およそ半減しております。

一方、今年度の調査では、平均値は令和4年と比較して9.5人増加していますが、そのほとんどはすすきの交差点周辺となっており、夏の観光のハイシーズンや雪まつり時期など、市内中心部に市民や観光客が集まる時期に増加している状況でございます。

札幌市では、飲食店に個別訪問を実施して、客引き行為等を行わないことを周知するとともに、市民や観光客に客引きを使わないよう、インスタグラムなどSNSを活用するほか、市内中心部のホテルにご協力いただくなど、広報啓発を実施しているところでございます。

続きまして、基本方針4「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する」に基づき実施している犯罪被害者等への支援についてでございます。

札幌市では、情報発信、広報啓発として、犯罪被害者等に関する市民の理解促進を目的とした市民セミナーを北海道、北海道警察と共催し、また、窓口対応等での二次被害の防止等を目的とした職員研修を実施しております。

次に、相談窓口の設置、情報提供として、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう総合対応窓口や各種相談窓口を設置しております。

続いて、犯罪被害者等支援制度は、犯罪被害者等が犯罪により、被害直後に被る経済的負担の軽減や精神の回復を図ることなどを目的に、各種支援金や日常生活等支援費用を助成する制度で、令和2年8月から実施しております。

支援の対象となるのは、故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、重いけがなどを負った方とそのご家族、性被害に遭われた方とそのご家族であり、実際に支援を受けようとする方が札幌市民の場合になります。

犯罪被害者のご遺族やご家族には、配偶者や子、父母などの血縁関係にある方のほか、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方や、パートナーシップの関係にあった方も含まれます。

支援金につきましては、犯罪行為により亡くなられた方のご遺族を対象とした遺族支援金、犯罪行為により重症病を負った方を対象とした重症病支援金、性犯罪に遭われた方を

対象とした性犯罪被害支援金がございます。

そのほか、配食サービスなどの家事関連の助成、転居費用など、住居関連の助成、カウンセリング費用などの精神被害等関連の助成など、多様なメニューを設けております。

今年度は、2月までの支給実績として、合計74人、77件の支援を行ったところでございます。

説明は以上でございます。

○神元会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明についてご確認、ご質問がないか、お聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

○皆川委員 第3次の基本計画には、重点テーマとか重点取組が設定されているようです。報告いただいたのですが、当然、重点テーマ、重点取組に対応する重点的な報告が必要だと思うのですが、あれば説明いただきたいと思います。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 第3次計画の重点テーマ、重点項目の説明でございますけれども、この後、第4次計画の資料3でも第3次計画の成果指標や重点テーマの状況についてご説明させていただきますので、その際に詳細をご説明させていただきたいと思います。

○皆川委員 今まで、年度ごとに、令和5年度だけではなくて、4年度も3年度もあったと思うのですが、計画が始まった時点から重点テーマに関する重点的な報告はされてこなかったということでしょうか。

○事務局（江積区政課長） 今回、資料3に第4次計画の重点計画をまとめさせていただいた関係で、説明が前後してしまう形になるということです。毎年度の報告の際には、その数値をご報告させていただいております。今年度は、計画の切替えのタイミングでございましたので、第4次計画の資料のほうに入れさせていただいたということです。

○皆川委員 分かりました。

○神元会長 ほかにいかがでしょうか。

○桑原委員 女のスペース・おんの桑原です。

2ページと3ページで、女性の防犯ハンドブックとみんなの安全・安心ハンドブックの件ですが、女性の防犯ハンドブックは高校1年生、みんなの安全・安心ハンドブックは入学児童全員にというお話でした。これは年齢に即した内容でおつくりになっていると思うのですが、中学生に対してはないのでしょうかということが1点です。

また、その下に、ながら見守り活動のかわいいステッカーがあります。これは活動としてはとてもいい取組だと思います。前年度か前々年度にお伺いしたのですが、こちらの登録方法をネットで見ましたら、氏名や年齢その他とありました。つまり、お子さんがこのステッカーを見て安心だと思って助けを求めても、それが犯罪に利用されるのではないかという懸念を持ったのです。それは変わらず、人選をするのではなく、希望された方が全員登録されるものなのかということと、この活動は小学校とか幼稚園とか回覧板と

か、どのように周知されているのかということをお聞きしたいと思います。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 大きく2点の質問がありましたが、まず、1点目は、ハンドブックの配布に関しまして、中学生を対象としたハンドブックの配布はないのかというご質問でございます。

今、中学生を対象としたハンドブックの配布はないのですが、中学生向けの啓発といたしましては、我々は出前講座をやっております。中学生ですと、SNSの関係などが注意すべき点だと思いますので、「インターネット・SNSの脅威」といったテーマの出前講座を開催して、広報啓発、周知を図っているところでございます。

続いて、ながら見守りの関係でございます。登録方法は、従前と変わらず、基本的には申請をいただく形になっております。こちらの制度は、今年度から団体単位でも登録が可能になりまして、町内会などの団体からの登録も受け付けるようになりました。そういう意味では、ある程度信頼ができる団体といたしますか、そういうところの登録も広く受け入れる形にいたしましたので、そういった部分の見直しは行っているところです。

また、ながら見守りの周知の関係ですが、今のところ、ホームページでの周知もございますが、出前講座でいろいろ出向くこともありますので、そういう場において、ながら見守りのPRをさせていただいているところです。

○桑原委員 犯罪に使われないように、これからもこれがいい方向に向かっていけばいいなと願っております。ありがとうございます。

○神元会長 ほかに質問等はございますでしょうか。

○相内委員 相内です。

意見と質問が一つずつあります。

今、まさに桑原委員がおっしゃってくださったところで、中学生については出前講座をやられているというお話がありました。出前講座ということは、恐らく、求めがないと行かないものだと思うのですけれども、中学生になると、小学生のときに比べて一気に活動範囲と活動時間は大きく変わって、悪意を持って近づいてくる人が一気に増えてしまう年頃なので、ここは受ける側が能動的なアクションをしなくても受けられる啓発というものが今後検討されていいと思いますし、桑原委員もそういうことをおっしゃりたかったのだと思います。

もう一つは、単純な質問ですけれども、子ども110番の家支援について、万一の際に取るべき行動についてまとめた手引が登録者に配布されると書かれていました。ここの文言を見ると、とても有用なものに見えるのですけれども、その登録者以外には配布しないものなのでしょうか。

ホームページを見たところ、ダウンロードできる手引はなかったように思います。僕の探し方が悪かったのかもしれないですが、これは誰が見ても有用なものであると思うと同時に、これを見ることによって悪い人が悪用できるものなのであれば、その登録者にしか配らないという理由も分かると思ったので、ここはどういうふうになっているのか、教え

ていただければと思います。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） まず、中学生向けの広報啓発、注意喚起をもっと能動的に実施することを検討したほうがよろしいのではないかというご意見についてです。やはり、子どもの安全は重要な取組だと思います。次の計画の検討のポイントになると思いますので、検討させていただきたいと思っております。

続いて、子ども110番の家の手引の件です。

こちらは、あくまでも登録者に対して配布しているもので、子どもが駆け込んだときの対応方法などをまとめた手引となっております。こちらの手引もそうですし、マップも配布していますけれども、登録者に限定しております。我々としましても、内容についても一度精査してみて、公開に適するものなのか、再度検討させていただきたいと思っております。

貴重なご意見をありがとうございます。

○神元会長 ほかに質問等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 では、続きまして、次第3につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（江積区政課長） 次第3の資料説明に先立ちまして、第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の策定について、審議会に対して諮問書を交付させていただきたいと思っております。詳細は次第4でご説明させていただきますけれども、（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例の制定についても、併せて諮問書を交付させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○事務局（前田市民文化局長） 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例第13条第2項第1号に基づき、下記のとおり諮問いたします。

1 諮問事項。

第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の策定について。

2 諮問理由。

札幌市では、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例に基づき、令和2年5月に策定した第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画に沿って、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に取り組んでおりますが、令和6年度末で計画期間が終了することから、計画の見直しを実施いたします。

つきましては、第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の策定にあたり、現計画策定後の犯罪状況や社会情勢等の変化を踏まえ、様々な見地からの御意見をいただきたく、諮問いたします。

札幌市長 秋元克広。

〔諮問書の手交〕

○事務局（前田市民文化局長） 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例第13条第2項第2号に基づき、下記のとおり諮問いたします。

1 諮問事項。

（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例の制定について。

2 諮問理由。

平成16年に制定された犯罪被害者等基本法では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援等に関する施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

札幌市では、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例に基づき、犯罪被害者等への支援を推進してきましたが、近年、犯罪被害者等支援に特化した条例（以下「特化条例」という。）の制定を求める機運の高まりから、特化条例を制定する都道府県や市町村が増加しており、札幌市においても特化条例の制定に向けた検討に着手したところです。

特化条例の制定にあたっては、市民や事業者の責務として、二次被害の防止等のための努力義務を課すことなどを考慮し、十分に検討を行う必要があると考えております。

つきましては、（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例の制定について御意見をいただきたく、諮問いたします。

札幌市長 秋元克広。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔諮問書の手交〕

○事務局（下川原地域防犯担当係長） それでは、ただいま諮問をさせていただきました2件のうち、まず、第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の策定について、資料3を基にご説明させていただきます。本日は、ほかに第3次の基本計画の冊子も机上配布しておりますが、資料3により説明をさせていただきます。

初めに、「1 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画について」ご説明いたします。

先ほど、次第2でもご説明いたしましたが、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例に基づいて策定する計画でございます。

条例で推進する安全で安心なまちづくりとは、犯罪学上の犯罪機会論という考え方に立ったもので、犯罪を行おうとする機会を減少させることで犯罪の発生を抑えようとする考え方です。この考え方に基づく安全で安心なまちづくり等を総合的かつ計画的に推進していくため、平成22年に基本計画を策定し、以降5年ごとに計画を見直しております。

現在は第3次基本計画に基づいて各取組を実施しておりますが、計画期間が令和6年度までとなっておりますことから、令和7年度以降の計画策定に向けた検討が今後必要な状

況にあるところでございます。

なお、基本計画で対象とする犯罪は刑法犯としておりまして、例えば、窃盗犯のように私たちの生活に身近なところで発生する犯罪を対象としております。

続きまして、「2 第3次基本計画の振り返り」についてご説明いたします。

まずは、(1) 計画体系についてです。

基本計画では、犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現という基本目標を定めております。

これは条例の制定目的や安全で安心なまちづくり等を推進する意義から導き出される根本的かつ普遍的なものとして、第1次の基本計画から一貫して設定している目標となっております。

この基本目標を達成するために四つの基本方針を設定し、その方針に基づき、具体的な取組である基本施策を設定しております。

次に、(2) 成果指標についてでございます。

成果指標は、基本目標の実現に向けた進捗状況を把握するために設定しております。

一つ目は、刑法犯認知件数で、平成30年の1万1,718件を基準値として、目標値は令和6年までに9,000件と設定しておりますが、令和5年は1万1,263件となっております。

二つ目は、自ら犯罪に遭わないよう防犯意識を持って暮らしている市民の割合ということで、令和元年度の調査が89%であり、目標値は令和6年度までに95%と設定しておりますが、令和5年度の調査では85.2%となっております。

三つ目は、地域で防犯活動を行っている市民の割合でございまして、令和元年度の調査では7.5%であり、目標値は令和6年度までに25%と設定しておりますが、令和5年度の調査では10.8%となっているところでございます。

次に、(3) 重点テーマでございます。

子どもは、大人に比べ、自分自身で犯罪による被害を回避することが容易ではなく、犯罪被害に遭うことはその後の成長、発達に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、重点的に推進する取組として、子どもの安全を重点テーマに設定しております。

また、重点テーマの進捗状況を把握するために重点取組を設定しております。

一つ目は、子ども110番の家関連講座の実施の回数でございまして、毎年度、複数区において小学生を対象に実施している体験型の防犯教室を対象としています。目標値は令和6年度までに10回と設定しており、現在までに17回実施しております。

二つ目は、ながら防犯の推進で、ながら見守り活動の登録人数を対象としています。

目標値は令和6年度までに1万人と設定しており、現在までに6,837人にご登録いただいております。

三つ目は、町内会の防犯カメラ設置に対する補助金でございまして、設置台数を対象としております。目標値は令和6年度までに合計500台としており、現在までに278台

分の設置補助を行っております。

なお、補助制度を開始した平成30年度からの累計では407台分の設置補助の交付決定を行っております。

続きまして、「3 検討に用いる現状、課題」についてご説明いたします。

まずは、(1) 犯罪情勢への対応についてです。

次第1でもご説明させていただきましたけれども、本市では、平成13年をピークに刑法犯認知件数は年々減少を続けておりましたが、令和4年に増加に転じ、令和5年についても増加している状況でございます。

近年の刑法犯認知件数の増加は、新型コロナウイルス感染症の影響から社会経済活動が回復し、人流が増加したことが一因と見られております。

刑法犯認知件数のうち、窃盗犯が約7割を占めておりまして、中でも自転車盗はコロナ禍を上回る認知件数となっている状況です。

次に、(2) 防犯に関する市民意識でございます。

犯罪や防犯活動等に対する市民の意識や課題等を把握し、基本計画等の検証を行うことを目的としてアンケート調査を実施しております。

このアンケート結果については、主要なアンケート結果を抜粋したのになります。

第3次基本計画の運用を開始した令和2年度と令和5年度を比較したところ、札幌市が犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまちだと思ふ人の割合が増加した一方で、自ら犯罪に遭わないよう、常に防犯意識を持って暮らしている人の割合はほぼ横ばいで推移しているところでございます。

また、地域で防犯活動を行っている人の割合は増加しつつも、地域で行う防犯活動に興味がある人の割合はほぼ横ばいで推移しているところでございます。

最後の項目ですけれども、どのような条件が整えば、地域で行う防犯活動に参加しやすくなるかという設問になりますが、約40%の人が好きな時間や参加頻度が選べるという回答とか、参加の仕方が分かりやすいといった回答を選択しました。

なお、資料に記載はございませんが、次いで多かった回答は、未経験、初参加でも参加しやすいとかお金がかからないといった回答が多かったということになっております。

次に、(3) 近年の国や北海道の動きをご説明いたします。

まず、国で策定した「世界一安全な日本」創造戦略2022におきまして、子ども、女性、高齢者等全ての人が安心して暮らすことのできる社会環境の実現を主な施策として位置づけており、①から④の取組を推進することとしております。

また、近年深刻化している闇バイトや特殊詐欺事案に関して、令和5年3月に国から緊急対策プランが発出されております。

北海道においても、令和5年度の北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議におきまして、闇バイト対策を喫緊に取り組む課題として位置づけており、これらに対する対策が重要視されております。

次に、（４）社会的な機運への対応についてご説明いたします。

近年、犯罪被害者等支援に特化した条例を制定する自治体が増えてきており、そのような社会的な機運の高まりに対応した検討が必要と考えております。

続きまして、４、第４次基本計画策定までのスケジュールについてご説明いたします。

現在、事務局において、第４次基本計画の検討に当たり必要な計画素案を作成しております。

本日の諮問を受け、審議会では、次回以降、事務局が作成した計画素案をベースにご議論いただきたいと考えております。その後、パブリックコメントを実施し、令和７年度からの運用開始を予定しております。

なお、審議会につきましては、今年の５月から９月までの間に計３回から４回程度の開催を想定しております。

説明は、以上でございます。

○神元会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明についてご確認やご質問がないかお聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

○相内委員 第４次基本計画は、今日、再犯防止推進計画の資料で配っていただいているのですが、これとは分けたニュアンスでつくっていききたいということなのですね。

これは質問なのですが、分かりました。

それでは、これも可能であればという範囲で聞いていただければと思うのですが、今月開催の札幌市ユニバーサル推進検討委員会の中で、あらゆる方の支援を考えると、W H Oで言うところの社会モデル的な考え方を広めていこうということが決まったところですけれども、犯罪被害者の支援についても同じことが言えると思います。

社会モデルというのは、もともと障がい福祉分野の考え方で、ある人が社会適応したり社会参加したりするときに、障害となるものが社会構造の中にあるという考え方で、その部分を工夫して可能な限り取り除いていこうという考え方です。それは、犯罪被害者の支援についても当然有用なものですし、ユニバーサル推進検討委員会の中でも、札幌市のあらゆる活動の中にそれを落とし込んでいこうということが決まったので、この計画の期間を考えても、リンクさせるところをしっかりとつづけたほうがいいと思いました。

最初の質問とつながるところですが、社会モデル的な考え方は、過去に罪を犯してしまっても、更生しようと頑張っていきたいと思っている人たちにとっても、もちろん有用な考え方です。ですから、分けていただいているのはもちろん理由があつてのことだと思うので、それは尊重させていただこうと思うのですが、社会モデル的な考え方でいろいろなことがつながっていくということは、第４次基本計画の中に無理のない範囲で落とし込んでいただいたほうがいいと思いました。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 貴重なご意見をありがとうございます。

再犯防止の関係は、今、お配りしている第３次基本計画の冊子の６ページを参考にご覧

いただければと思います。

こちらにコラムということで再犯防止の取組が載っております。

最後の段落に記載があるのですが、第3次の計画は、犯罪を誘発する機会を減らすための取組を総合的かつ計画的に推進するための計画であることから、再犯の取組とは別の枠組みで考えていく必要があると考えておりまして、結果として、再犯の計画を別につくった経緯がございます。

ですので、基本的にはこの考え方で今後進めていきたいと思いますが、一方で、犯罪被害者の話も含めて、ユニバーサルな推進や社会モデルとのリンクという視点は非常に大事だと思っておりますので、今後、計画の素案等を検討する際にはその視点も入れていきたいと考えております。

○神元会長 ほかに質問等はございますでしょうか。

○山崎委員 札幌市で防犯カメラの設置補助をしていただいて、これは非常に有用な施策だと思うのですが、基本方針3の一番下の主な取組の②に街路灯や公園等の整備と入っているのですが、札幌市の大きな公園、中島公園等でもわいせつ事案が結構発生していると私は認識しています。

そこで、札幌市の管轄するところ、特に多くの市民や観光客が集まるような大きな公園等に札幌市が自ら防犯カメラを設置するというお考えについてどうなのでしょう。

札幌市の所管するエリアで、補助金をお渡しして市民につけていただくという施策も当然必要ですが、札幌市が自ら積極的に防犯カメラを設置していただくという施策も推進していただきたいということです。

かつて、防犯カメラのことを監視カメラという変な呼び方をする人がいて、悪いイメージを持っている人もまだいるかもしれませんが、決して監視カメラではありません。今、道民の意識調査などをしても、安全・安心で一番求めているのは、防犯カメラと街路灯の設置なのです。お金もかかりますし、大変な事業であることは分かりますけれども、市が自らそういうことに取り組んでいただきたいということが第1点です。

また、先ほどあった令和5年の札幌市内の犯罪情勢の中で、犯罪発生の傾向として、刑法犯の中の6割から6割5分は窃盗犯なのです。そして、窃盗犯の中でも自転車盗がやはり多いのです。全国的にそういう傾向で、道内も同じです。

自転車盗は窃盗の中でも軽いイメージを持たれている方がいるかもしれませんが、自分の自転車が盗まれたり、お子さんの自転車が盗まれたら、すごく腹立たしいですし、最も身近な犯罪です。決して安いものではありません。今、自転車も値上がりしていて、安くても2万円ぐらいいはしますし、盗まれるものはいい自転車です。

ですから、自転車盗対策についても、一つ項目を設けて、できれば特化してやっていただく必要があると思います。自転車盗を減らさなければ、刑法犯認知件数なんて絶対に減りません。統計の数字が示しているように、これは札幌市だけの問題ではないのです。刑法犯の認知件数を減らそうというのを目標に出すのであれば、まずは自転車盗を減らさな

ければなりません。

もう一つ、万引きも多いので、万引きも減らさないとならないのですけれども、これは札幌市さんで簡単にできる話ではありませんので、別な次元の話ですが、取りあえずは自転車盗をどんどん減らしていくということを考えたほうがいいと思います。

具体的には、市の駐輪場でも自転車盗が結構発生していますので、そこに防犯カメラをつけるとか、広報啓発的な活動を駐輪場を対象にやるとか、いろいろなやり方はあると思いますが、具体的な方法は別として、そういうことを頭に入れて計画をつくっていただければありがたいです。

この2点についてお願いしたいと思います。

○事務局（江積区政課長） まず、防犯カメラの関係ですけれども、私も出前講座で地域に出向いたときに、そういったお声を地域の方からいただくことがあります。山崎委員がおっしゃられたように、財政との兼ね合いもありますが、引き続き、どういったことができるのかということを検討していく必要があると考えております。

2点目の自転車盗、窃盗の関係についても、万引きと同じように警察との連携が必要になりますけれども、確かに札幌市として駐輪場を持っていますので、どういったことができるのか、今後検討してまいりたいと思っております。

貴重なご意見をありがとうございます。

○神元会長 ほかにご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○皆川委員 1点質問ですが、最近、地下鉄に防犯カメラの設置を進めていくという話がマスコミ報道されました。交通局で進めるのですが、その設置について区政課と交通局で連携したのか否かを教えてください。

それから、先ほど中島公園の話が出ました。多分、みどりの推進部との連携になると思うのですが、そういう連携をどのように考えて、どのように進めていこうとしているのか、教えてください。

○事務局（江積区政課長） 防犯カメラを札幌市として設置する場合は、施設や公園を所管する部局でそれぞれ必要性を判断して設置しているところでございます。一方、地域の防犯という観点での防犯カメラの設置につきましては、札幌市全体としての課題というところもございますので、防犯カメラの設置に対するご意見等については庁内で共有しております。

○皆川委員 ということは、そうであってほしくないのですが、先ほど山崎委員がおっしゃった中島公園でも率先して考えてくださいということを区政課に言ってもあまり意味がないということでしょうか。

○事務局（江積区政課長） 審議会で出たご意見については、それぞれの所管に情報共有させていただいて、お考えいただくということは行っております。

○皆川委員 ぜひ連携を深めてください。

○事務局（江積区政課長） ありがとうございます。

○神元会長 それでは、ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 それでは、続きまして、次第４について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 次第４「（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例について」ご説明させていただきます。

資料４になります。

まず初めに、「１ 犯罪被害者等支援に特化した条例検討の背景」についてでございます。

平成１６年に犯罪被害者等基本法が制定され、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

さらに、平成２８年に策定されました国の第３次犯罪被害者等基本計画からは、地方公共団体における犯罪被害者等に関する条例の制定を促進する内容が盛り込まれたことを受けまして、都道府県や市町村では、犯罪被害者等支援に特化した条例を制定する動きが広がっております。

こうした中、札幌市では、平成２１年３月に制定した札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例に基づきまして犯罪被害者等への支援を推進してきましたが、令和５年には、秋元市長３期目の公約に特化条例の制定が盛り込まれたところです。

すぐ下の表では、令和５年１２月時点の政令指定都市における犯罪被害者等に関する条例の制定状況を記載しております。

政令指定都市では、２０市中１４市が特化条例を制定しております。

また、その下の特化条例制定予定として仙台市と千葉市が記載されておりますけれども、千葉市につきましては、令和６年３月１９日に条例案が議会で可決されておりました、４月からの施行が決定しているところでございます。

次に、「２ 札幌市の犯罪被害者等支援施策」についてです。

札幌市では、安全安心条例の第７条に基づきまして、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画を策定し、市民への広報啓発や総合的対応窓口の設置などの支援施策を実施してきました。

さらに、現行の第３次計画では、犯罪被害者等支援施策を基本方針の一つに位置づけまして、令和２年８月からは、札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱に基づきまして、犯罪被害者等が犯罪被害によって被る経済的負担の軽減を図るための支援を実施してきました。

すぐ下の表に、札幌市の犯罪被害者等支援施策をまとめております。

こちらは、先ほど次第２の令和５年度における地域防犯の取組の中でもご説明させていただきましたので、詳細は割愛させていただきます。

次に、「３ 現状の課題を踏まえた特化条例の必要性」についてでございます。

一つ目に、責務の明確化、持続的・継続的な支援が挙げられます。

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度な取材等により、精神的な苦痛やプライバシーの侵害などの二次被害を受ける場合があります。

犯罪被害者等への支援は、経済的な支援だけではなく、二次被害の防止等も重要であり、市民、事業者、民間支援団体などの協力が欠かせません。

このため、特化条例を制定することにより、行政を含めたそれぞれの責務を明確化し、社会全体で持続的・継続的に支援していくことが必要と考えております。

2点目に、犯罪被害者等支援に関する理解の促進が挙げられます。

先ほどご説明したとおり、札幌市では、これまでも安全安心条例に基づきまして犯罪被害者等支援を行ってきたところでございますけれども、新たに特化条例を制定することにより、犯罪被害者等支援の重要性をより強力に社会へ発信することとなり、市民や事業者に理念や意義の共有及び理解の促進が期待できるとともに、犯罪被害者等の安心感にもつながると考えております。

続いて、資料の右上、「4 特化条例の内容（案）」についてでございます。

こちらは、現時点で事務局が想定している特化条例の基本構成となっております。

(1) 定義につきましては、犯罪や二次被害などの定義を規定することを想定しております。

(2) 基本理念については、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、市、市民、事業者が相互に連携協力して支援を行う旨の規定を想定しております。

(3) 市、市民、事業者等の責務については、それぞれの責務を定め、犯罪被害者等への支援を推進していく旨の規定を想定しております。

(4) 犯罪被害者等の支援に関する計画につきましては、犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に推進するため、今後も札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画において支援に関する事項を定める旨の規定を想定しております。

(5) 相談及び情報の提供等については、市は犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等との連携調整を図るとともに、必要な情報提供や助言を行う旨の規定を想定しております。

(6) 経済的負担の軽減、精神的被害の回復につきましては、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、支援金の支給等必要な支援を行う旨の規定を想定しております。

(7) 民間支援団体への支援につきましては、市は民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等への支援に関する情報提供を行うなどの必要な施策を講じる旨の規定を想定しております。

(8) 市民等及び事業者の理解の増進につきましては、市は犯罪被害者等を支援することの必要性や二次被害等の発生を防止することの重要性について、市民及び事業者の理解

を深めるため、広報啓発などの必要な施策を行う旨の規定を想定しております。

次に、「５ 検討体制」についてです。

まず、附属機関による調査及び審議ですが、より幅広い視点からのご意見を踏まえて検討を進めるため、本日、本審議会に対し、特化条例の制定について諮問があったところでございます。

その下の図をご覧ください。

図の左側、現在の審議会の委員として学識経験者、被害者支援団体、防犯活動団体などの皆様、１４名の委員を委嘱させていただいているというところでございます。

図の中央ですが、特化条例の検討に当たっては、審議体制についてより一層の充実を図るため、関係機関や団体等から、審議会の規則第４条に定める臨時委員を委嘱させていただきたいと考えております。

具体的には、心理学を専門とする大学教授、犯罪被害者等への支援の充実に向け活動されている札幌弁護士会、被害者同士の相互支援や被害絶滅を目指して活動されている北海道交通事故被害者の会、札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱の運用に当たり協定を結んでいる北海道警察からそれぞれ１名ずつ、合計４名程度を想定しております。

これにより、図の右側ですが、１８名程度の体制を構築し、先ほど次第３でご説明した第４次の基本計画の策定と併せて、次回以降にご審議いただきたいと考えております。

また、庁内におきましても、犯罪被害者等支援施策の関連部局がありますので、適宜、調整を行ってまいります。

最後に、「６ 特化条例制定までのスケジュール」についてです。

本日の諮問を受けまして、審議会では、事務局が作成した条例の素案をベースにご議論いただきたいと考えております。その後、パブリックコメントを実施し、議会における議決を経て、早期の制定を目指してまいりたいと考えております。

なお、審議会につきましては、先ほどご説明しました第４次基本計画の検討と同時に行うため、３回から４回程度の開催を予定しております。

説明は以上でございます。

○神元会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明についてご確認やご質問がないかお聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

○皆川委員 この条例制定が行われた先には、今の第３次基本計画のように取りまとめられるステップに行って、その後に各種施策が順次進められていくということになると思います。そして、その大本となる特化条例の制定ということですが、この検討の中に一つ欠けていると思うところがあります。

専門家の臨時委員の増員を検討体制に組み込むのは非常に大切だと思うのですが、被害者の方の声をぜひ収集、集約していただきたいのです。私は個人的に、どういうことで悩

まれているのかというのがあまりぴんときていないので、難しいと思うのですが、ぜひ生の声を可能な限り集約していただきたいのです。

被害者の会も臨時メンバーに入っていますので、こういうところからも吸い上げられると思うのですが、事務局にちょっと汗をかいていただいて、生の声を可能な限り吸い上げて反映させるということを計画の中にうたっていただきたいと思います。

○事務局（江積区政課長） 今回、犯罪被害者等の支援の特化条例を立てるということですけれども、今の安全・安心条例の中にも目的として犯罪被害者の支援は入っておりますし、先ほど計画の中でご説明しましたように、支援施策は行っております。今回、特化条例を一からつくり、条例に基づいて施策というよりは、施策は札幌市で先に行っているものがありますので、特化条例と併せて第4次基本計画で検討させていただければと考えています。

それから、被害者の生の声を聞き取るということは、まさに委員がご指摘のとおり重要だと思っております。今、犯罪被害者の支援の関係では、札幌市として犯罪被害者の支援金の制度を行っておりまして、実際に多くの方から支援金の申請をいただいております。その際のやり取りの中でもお声をいただいております。そういう声をしっかりお聞きしながら、被害者の会にも入っていただきますので、お声も伺いながら、どういう条例の形がいいのか、基本計画の中にどういうことを位置づけられるのか、考えてまいりたいと思います。

○神元会長 ほかにございませんか。

○山本委員 山本と申します。いつも大変お世話になってございます。

今、加害者、被害者の声ということでお聞きしましたがけれども、観察所の中に被害者担当と加害者担当がおります。加害者は別としましても、被害者の声というのは、はっきり言いまして、声なき声で、本音の部分を言える方はなかなかいません。本当にどろどろしていて、なかなか言えないのです。

それから、盗撮という話も出ていましたが、ここ何年かは盗撮がものすごく多くなってきていまして、加害者は何回か反復してしまうのですね。一般の皆さんは病気ではないかと思われますけれども、今、経済状況も日進月歩でどんどん変わっていますので、いろいろ心理的なものが要因の一つとなっていると思います。

札幌市は、政令指定都市の中でも条例の制定が遅いほうですから、特化条例の中でその辺もきちんと煮詰めて進めてほしいと思います。

○事務局（江積区政課長） お声を聞くときには、保護観察所とも連携させていただいて、お話を伺わせていただければと思っています。

被害者の方々が抱える悩み、課題というのはたくさんあると思いますので、そういうことも踏まえて、できる限り入れ込んだ形で条例、基本計画の検討をさせていただければと思います。

○木村委員 私どもは、子どもへの暴力防止の活動をしている団体なので、子どもの被害の声をたくさん聞いています。代弁になりますけれども、たくさん聞いているということ

と、また、二次被害を防ぐというのは、最初に出会った人が本当にポイントで、それは圧倒的に一般市民なのです。そこへの啓発もずっとやってきていますが、民間との協働ということも入っているので、ぜひ民間団体の活用なども次には入れていただけたらと思います。

次からが本格的な審議だと思いましたが、情報提供でした。

○事務局（江積区政課長） 次からの審議の中で、支援団体の方々が取り組まれている内容や実際の声も共有させていただきながら、こういった形がいいのかというご議論をさせていただければと思います。

○神元会長 それでは、ほかにご質問等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 それでは、事務局には臨時の委員の選任の手続を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次第5について事務局から説明をお願いします。

○事務局（江積区政課長） 前田市民文化局長は、他の公務がございますものですから、失礼ですけれども、ここで退席させていただきます。

○事務局（前田市民文化局長） 申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市民文化局長退席〕

○事務局（下川原地域防犯担当係長） それでは、次第5「札幌市再犯防止推進計画の策定について」でございますが、本日は、再犯防止推進計画が完成いたしましたので、そのご報告をさせていただきます。

資料の説明に入る前に、前回の審議会から時間もたっておりますので、答申から計画策定までの経過を簡単にご説明させていただきます。

昨年9月6日に開催された審議会におきまして、検討部会にてご検討いただいた答申案についてご承認いただき、9月21日には、神元会長から札幌市長に答申書を手交いただきました。

その後、いただいた答申書を基に、市役所内部での議論を重ねた計画案を作成し、12月11日には市議会へ報告を行いました。

さらに、12月21日から1月26日までの約1か月間、計画案について広く市民の方からご意見を募集するため、パブリックコメントを実施いたしました。

資料5-1をご覧ください。

これは、パブリックコメントでお寄せいただいたご意見の概要と札幌市の考え方をまとめた資料となっております。

1ページ目の2に意見の募集結果とありますけれども、2名と1団体から合計10件のご意見をいただき、2ページ目の（4）項目別内訳のとおり、第4章、取組の内容に関するご意見が多数寄せられました。

詳細につきましては、4のご意見の概要と市の考え方に記載しております。

お時間の都合もございますので、詳細は割愛させていただきますけれども、就労の確保や保健・医療・福祉サービスの利用促進などについて、具体的な取組を期待するご意見が多く寄せられました。

今回、ご意見に基づく計画の変更はございませんでしたが、札幌市としましては、再犯防止に関する貴重なご意見として、今後の取組の参考にしていきたいと考えております。

続いて、資料５－２のダイジェスト版をご覧ください。

こちらは、市民アンケートの結果からも、再犯防止の取組というものが必ずしも市民にとって身近ではないことが明らかになっております。このため、多くの方に手に取っていただき、計画の目的や内容について全体像を知っていただけるよう、ダイジェスト版を作成いたしました。

ダイジェスト版の１ページ目、２ページ目をご覧ください。

再犯者数や再犯者率をはじめとした各種統計データと課題のほか、ページの下部には、再犯防止の取組の必要性についてイラストを用いた解説を掲載しております。

３ページ目、４ページ目をご覧ください。

左手に計画の目的や成果指標など、右手に参考指標や推進体制を掲載しております。

さらに、５ページ、６ページ目をご覧ください。

犯罪をした人等が置かれた状況は多様であり、必要とする支援は様々な分野にわたることから、札幌市では、そうしたニーズに対応するため、多くの取組を計画に位置づけております。

ここでは、計画に設定した七つの重点項目の概要と重点項目に合わせて整理した６０ある取組の一部をご紹介します。

資料５－３をご覧ください。

計画の本書です。

こちらは、昨年いただいた答申書から内容には大きな変更はございませんでしたが、統計データや指標の更新などを行っておりますので、簡単にご説明させていただきます。

５ページをご覧ください。

再犯者数、再犯者率につきまして、最新の数値に更新しております。

下段のグラフの令和４年の札幌市における再犯者数は、前年と比べて３２人減少の１，４１１人、再犯者率も０．８ポイント減の４６．３％に低下しました。

続いて、１９ページをご覧ください。

下段の表に記載の成果指標のうち、再犯者数の計画策定時の数値につきまして、先ほどの数値に更新したことに伴い、目標値を再設定しております。

なお、目標値の考え方はこれまでと同様でございまして、近年の再犯者数の傾向から算出される計画最終年の推定値を下回る数値として、１，１９０人を目標値に設定しております。

続いて、２０ページをご覧ください。

こちらには参考指標の一覧が掲載されておりますが、計画策定時の数値をそれぞれ最新の数値に更新しております。

続いて、31ページをご覧ください。

札幌市における再犯防止の取組につきましては、答申でいただいた時点では59の取組を挙げていただいていたのですが、その後、新規の取組として、こちらのページに記載の15番、市営住宅の単身入居対象者の拡大を追加し、合計60の取組となっているところでございます。

こちらの取組は、これまでの単身向け市営住宅の入居対象者を拡大し、保護観察中の方や更生緊急保護を受けている方についても、所得要件などの共通資格を満たす場合に申込みができるよう、制度の変更を行うものとなっております。

そのほかにも軽微な修正等を行っている箇所がございますが、説明は割愛させていただきます。

最後になりますけれども、今回の計画策定に当たりまして、検討にご参加いただいた委員の皆様におかれましては、貴重なご意見を賜りましたことを、この場をお借りして感謝を申し上げます。

資料5-2のダイジェスト版と5-3の計画本書につきましては、現在、製本の作業を行っておりまして、製本された冊子が出来上がり次第、皆様に送付させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○事務局（江積区政課長） あわせて、荒木委員から、就労に特化した関係機関と連携ネットワークに関する取組イメージという資料を提供いただいておりますので、簡単にご紹介いただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

○荒木委員 これは、3月5日に全国就労支援事業者機構から提供を受けた資料になります。もともとは法務省で作成して、就労を支援している諸団体を通じて配付されているものです。

まだポンチ絵でして、これから具体的な動きはあると思いますので、その際にまたご説明を申し上げたいと思います。

また、今までの話を通して気になった点があります。結局、刑法犯オンリーで進めている形になるのですけれども、多分、新年度を迎えて一番厄介なものとして、薬物関係の問題が表沙汰になってくると思います。オーバードーズによって精神疾患になっている人たちも一気に増えていきますので、今後の審議会においても話題になってくると考えています。

また、防犯カメラの件ですけれども、私が去年の春までマンションの管理組合の法人の理事をしていまして、そのときにも話題に出ました。結局、監視に当たるのではないかと議論もありましたけれども、むしろ、その後の管理の問題なのです。誰が、いつ、どういうふうに管理していくか、誰がその情報を使うかということが一番問題になりました。多分、これからもその問題が設置を検討している諸団体にとって一つの分岐点になってくる

と思っております。

それから、自転車の問題です。

防犯は確かに大事ですけども、捕まえてくれないということは私も実感しています。結局、自分で見つけて、自分で発見届を出すということを2回ぐらいやりました。

警察のほうもそこまで手が回っていないのが実情だと思うのですが、まずは盗られないということです。借用で乗り回している人もいますが、それは犯罪に当たるということもきちんと認識させる必要があります。先ほど山崎委員もおっしゃられたように、立派な犯罪であるということを周知していくことがこれから必要なかなと思っています。

○神元会長 ありがとうございます。

今の説明につきまして、ご意見、ご質問がないかお聞きします。

皆さん、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 最後に、これまでの議論全体を振り返って、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 ないようですので、これにて本日の議題は全て終了しました。

司会を事務局にお返しします。

3. 閉 会

○事務局（江積区政課長） 神元会長、ありがとうございます。

委員の皆様、長時間にわたり、大変お疲れさまでございました。

次回の開催日程は5月頃を予定しておりますので、改めて日程調整をさせていただきたいと考えております。

それでは、これで令和5年度第2回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございます。

以 上